

10.11.3 日経

再改正保険業法

今国会で成立へ

衆院財務金融委員会は

2日、保険業法の再改正案を全会一致で可決した。2005年の同法改正に伴う無認可共済の廃止で、業務を続けるのが難しくなっている公益法人などの救済策を盛り込んだ。再改正案は今国会で成立する見通しだ。

再改正案は通常国会に提出されていたが、委員会で採決されず継続審議になっていた。

05年5月の法改正時に共済事業を行っていた無認可共済を一定以上の純資産の保有などを条件に「特

定保険業者」として認可し、今後も業務を続けられるようになるのが柱となる。

無認可共済による詐欺事件などを受け、05年の法改正では無認可共済を廃止し、13年11月までに保険会社などに転換するよう求めていた。だが実際は事業継続を断念せざるをえない公益法人などが多く、救済措置が検討されてきた。

政府案は再改正案の見直し時期を「適当な時期」としていたが、公明党などが「施行後5年をメドに見直す」と修正するよう提案。与党が修正に応じた。